

# 金沢市住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金交付要綱

(平成21年4月1日決裁)

最終改正 令和2年12月24日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止策として住宅への燃料電池コージェネレーションシステム及びハイブリッド給湯器（以下「高効率エネルギー設備」という。）の普及を促進するため、その設置に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池コージェネレーションシステム 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気及び熱の供給を主目的としたシステムをいう。
- (2) ハイブリッド給湯器 電気式ヒートポンプ、潜熱回収型ガス給湯器及び貯湯ユニットから構成される熱の供給を主目的としたシステムをいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、自己が居住する住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）に高効率エネルギー設備を設置した者又は高効率エネルギー設備が設置された住宅を購入し居住した者（以下「設置者」という。）で、市税を滞納していないものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる高効率エネルギー設備は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定めるものであること。

ア 燃料電池コージェネレーションシステム 国の燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金交付要綱（平成21・03・06財資第9号）に基づく補助金の交付対象に指定されているもの又はこれと同等以上の性能を有すると市長が認めるもの

イ ハイブリッド給湯器 電気式ヒートポンプ及び潜熱回収型ガス給湯器を併用するシステムで、電気式ヒートポンプの中間期標準加熱条件（J I S基準に規定するヒートポンプ加熱性能試験の温度条件の中間期標準加熱条件をいう。）におけるC O Pが4.7以上であり、かつ、潜熱回収型ガス給湯器の給湯部熱効率が95パーセント以上であるもの

(2) 都市ガス又はL Pガスを燃料とするものであること。

(3) 未使用のものであること。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 燃料電池コージェネレーションシステム 1件当たり 100,000円

(2) ハイブリッド給湯器 1件当たり40,000円

2 補助金の交付は、1の住宅につき1回を限度とする。

（整理番号の発行）

第6条 補助金の交付を受けようとする設置者は、高効率エネルギー設備を設置する前に、住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金整理番号発行申込書（様式第1号）により、市長に整理番号の発行を申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みを受理したときは、整理番号を発行し、住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金整理番号通知書（様式第2号）により、これを当該申込みをした者に通知する。ただし、補助金の交付額が当該年度の予算を超える見込みがあるときは、発行しないものとする。

3 前項の整理番号は、当該年度に限り、その効力を有するものとする。

4 第2項の整理番号の発行を受けた者は、補助金の交付を受けることを取りやめるとき又は整理番号の発行を受けた年度内に第8条に規定する住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金交付申請書を提出することができないときは、その旨を市長に申し出なければならない。

（整理番号の発行の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定により発行した整理番号を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により整理番号の発行を受けたとき。

(2) 前条第4項の規定による申出があったとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の交付申請等)

第8条 第6条の規定により整理番号の発行を受けた者で補助金の交付を受けようとするものは、高効率エネルギー設備の設置の日（高効率エネルギー設備の設置後に当該住宅に居住を始めた場合にあっては、当該居住を開始した日。以下同じ。）から起算して30日を経過する日（その日が当該設置の日の属する年度の翌年度の日となる場合にあっては、当該設置の日の属する年度の3月31日）までに、住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金交付申請書（様式第3号）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請をした者に通知する。

(報告)

第9条 市長は、この要綱の規定による高効率エネルギー設備の設置に関する補助金の交付を受けた者に対し、運転状況等の報告を求めることができる。

(手続代行者)

第10条 設置者は、第6条の規定による申込み又は第8条の規定による交付申請の手続の代行について、高効率エネルギー設備の販売等をする者に委託することができるものとする。

2 前項の規定による委託を受けた者（以下「手続代行者」という。）は、同項の規定により委託された手続の代行を速やかに行うものとする。

3 手続代行者は、前項に規定する手続の代行により設置者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の基本理念を尊重し、同法に規定する個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

4 市長は、手続代行者が第2項に規定する手続の代行を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施するものとする。

(事務の委任)

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、金沢市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に、高効率エネルギー設備のうち管理者が供給する燃料を使用するものについて、この要綱及び金沢市補助金交付事務取扱規

則の規定による補助金の交付に関する事務を委任する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日以後にガス高効率給湯器を設置する者に係る補助金について適用する。

附 則 (平成22年3月31日決裁)

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に設置される高効率エネルギー設備につき適用する。

附 則 (平成23年3月31日決裁)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月31日決裁)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日決裁)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に設置される新要綱第1条に規定する高効率エネルギー設備について適用する。

附 則 (平成30年3月31日決裁)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の金沢市住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定による申請に係る補助金について適用し、同日前に行った同項の規定による申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年12月24日決裁)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。